



# 凍結保存検体（受精卵・精子）を当院に移送される方

## **1. 移管元の承諾**

移管元の施設が凍結保存検体の移送が可能かどうか確認し、可能であれば移送について承諾を得てください（施設によっては受診が必要な場合があります）。

## **2. 当院初診のご予約**

当院HPより初診のご予約をお取りください。その際に移送希望である旨と移管元のご施設名をお伝えください。

## **3. 当院初診**

初診でご来院ください。その際、移管元の施設の紹介状があればご持参ください。

## **4. 移送に関するご説明**

診察終了後に担当者から移送に関する説明と同意書をお渡しします。移送時期や移送方法、移送タンクの貸出を確認しますので、受診前に決めておいていただくとスムーズにお話が進みます。

## **5. 移管元の手続き**

移管元の施設が定める移送手続きを行っていただきます。

## **6. 当院の手続き**

当院が定める移送手続きを行っていただきます（同意書の提出）。

## **7. 移送日時の調整**

ご自身で運搬される場合は移管元の施設と当院との間に入って、日程調整をお願いします。

業者に依頼される場合は、業者と日程調整をお願いします。

当院の搬入可能日時は火曜日・木曜日の13時から14時です。

日程調整が難航した場合は担当者までご連絡ください。

## **8. 移送当日**

移送タンクの貸出をご希望の場合は預かり金15万円を現金で受付にお支払いいただき、タンクをお受け取りください。

検体到着後、取り違えや不足がないか患者様ご自身でご確認いただきます。

移送を業者に依頼された場合も、検体確認のため立ち合いを推奨いたします。

移送手続き費用と凍結維持管理料\*をお支払いいただきます。

移送を業者に依頼され、立ち合いもされなかった場合は後日移送手続き費用と凍結維持管理料をお支払いいただきます。ただし、保険診療日で来院された日にはお支払いいただけません。別日にお支払いのためご来院をお願いいたします。

移送タンク貸出の方は移送完了後は速やかにご返却ください。延滞、破損等なければ預かり金15万円をご返金致します。

※当院の凍結保存期間は移送日から1年間です。更新される場合は毎年凍結維持管理料をお支払いいただきます。

## **9. 治療開始**

移送完了後、体外受精・胚移植の治療スケジュールに入る前にインフォームドコンセントを受けて頂く必要があります。インフォームドコンセントはご夫婦そろってのご来院となります。受付またはお電話にてインフォームドコンセントのご予約をお取りください。